

「(仮称) 藤沢市文化芸術振興計画 2028」素案

2 0 2 __ 年 (令和__年) __ 月

藤 沢 市

目 次

第 1 章	藤沢市文化芸術振興計画改定の基本的な考え方について	1
1	藤沢市文化芸術振興計画改定の趣旨	1
2	改定にあたっての視点	2
3	法律及び他計画等との関係	2
4	対象とする範囲について	4
5	計画期間等について	4
	(1) 計画期間	4
	(2) 進行管理	5
第 2 章	藤沢市の文化芸術について	6
1	藤沢市の文化芸術の特色について	6
	(1) 芸術文化について	6
	(2) 生活文化について	7
	(3) 歴史・景観文化について	7
2	藤沢市における文化芸術振興にあたっての課題	8
	(1) 新型コロナウイルス感染症の流行による 様々な影響	8
	(2) 文化芸術にふれる機会の拡充	8
	(3) 文化芸術を担う人材の育成	9
	(4) 老朽化した施設等の再整備	9
	(5) 新たな文化の創造	10
第 3 章	藤沢市文化芸術振興計画の構成	11
1	基本理念	11
2	基本目標及びその実現のための方法	12
	基本目標 1 市民が文化芸術にふれる機会を増やし 次世代育成につなげます	12
	基本目標 2 市民等による文化芸術活動を支援し、 さらなる活性化につなげます	13
	基本目標 3 文化的資源を保存・活用し、本市の文化 的魅力として発信するとともに、文化の 振興を図ります	13
	基本目標 4 文化芸術を支える拠点を整備し、活発な 文化芸術活動につなげます	14

第1章 藤沢市文化芸術振興計画改定の基本的な考え方について

1 藤沢市文化芸術振興計画改定の趣旨

藤沢市文化芸術振興計画は、本市における様々な計画の一部に位置づけられている文化芸術に関する施策等を体系的に整理し、その振興・推進の方向性を明らかにすることによって、文化芸術活動の一層の充実と活性化を図るとともに、本市固有の市民文化である「ふじさわ文化」の創造と、市民が郷土への誇りや愛着をもち、魅力を実感できる文化都市として発展していくことを目的として2018年（平成30年）3月に策定しました。

本計画は、計画期間を6年間とし、東京2020オリンピック・パラリンピック大会（以下、「東京2020大会」という。）を契機とした内容を含めた計画としていたため、東京2020大会後に中間見直しを行う予定でした。しかしながら、2019年（令和元年）12月に新型コロナウイルス感染症が確認され、その後世界的な流行を見せ、日本では2020年（令和2年）4月に緊急事態宣言が発出される事態になりました。この影響により、東京2020大会については、2021年（令和3年）夏への延期が決定されることとなったことから、中間見直しについても2021年度（令和3年度）に行うこととし、その内容についても小規模なものにとどめました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行を防止する観点から、人々の移動や行動が著しく制限されるとともに、ホール等の使用が制限されるなど、文化芸術活動も大きな影響を受けました。このような状況の中、社会全体としてはリモート会議システムやリモートワークなど、デジタル技術を使った取組が急速に普及しました。この影響は文化芸術の分野にもおよび、無観客による劇場等からのライブ配信や動画配信などが行われるようになりました。

他方で、本市の状況としては、市民の文化芸術活動の拠点である藤沢市民会館の再整備が本格化しています。2022年（令和4年）6月には「

藤沢市民会館等再整備基本構想」を策定し、現在は「生活・文化拠点再整備事業」として、奥田公園を含めた市民会館周辺の再整備事業が進んでおり、図書館など他の公共施設と複合化した施設として、引き続き文化芸術の拠点となるよう検討を進めています。

以上のように様々な変化に対応するため、当初予定していた2023年度（令和5年度）を待たず、本計画の改定作業を行うこととしました。

2 改定にあたっての視点

本計画の改定にあたっては、当初に定めた本計画の基本理念「多彩な文化の融合による新たな「ふじさわ文化」の創造」を踏まえたうえで、次の点に着目し、計画の再編成や新たな項目を検討しました。

- (1) 文化芸術活動の振興と活性化
- (2) 歴史的、文化的資源の継承・保存
- (3) 文化芸術活動拠点の整備
- (4) 新たな生活様式と文化芸術活動の両立

3 法律及び他計画等との関係

文化芸術の振興に関する法律である「文化芸術基本法」第4条には、地方公共団体の責務として、同法の基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する旨が規定されています。また、同法第7条の2において、市町村の教育委員会は地方文化芸術推進基本計画について定めるよう努めなければならない旨が合わせて規定されています。

また、2018年（平成30年）6月に制定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の第5条にも、地方公共団体の責務について、文化芸術基本法と同様の規定がされています。

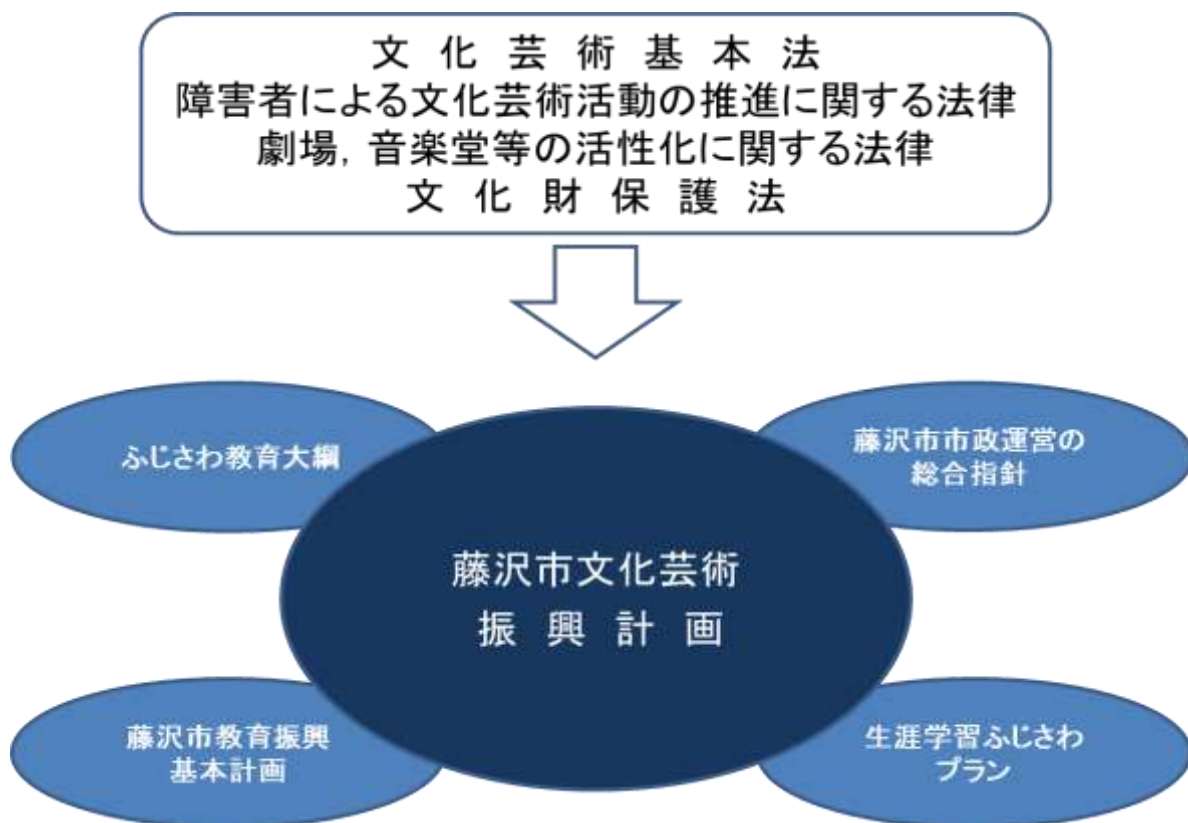
地域の文化拠点としての劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、その役割を果たすための施策を総合的に推進することを目的とした法律である「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条には、この法律の目的を達成

するため、その地域の特性に応じた施策を策定し、区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとされております。

さらに「文化財保護法」第3条では、政府及び地方公共団体の任務として、文化財が歴史、文化等の正しい理解と将来の文化の向上発展の基礎として欠くことができないものとして認識し、その保存が適切に行われるよう、法律の趣旨の徹底に努めなければならないとされています。

これらに加え、本市の市政全般についての基本的な方針を定めた「藤沢市市政運営の総合指針2024」（2021年（令和3年）4月策定）では、8つの基本目標の中の一つに「文化・スポーツを盛んにする」を掲げています。

さらに、教育の目標や施策の根本的な方針である「ふじさわ教育大綱」や教育に関する総合的な中期計画である「藤沢市教育振興基本計画」、本市における生涯学習社会の構築、学習環境の諸整備を図るための計画である「生涯学習ふじさわプラン2026」の中でも、具体的な施策や事業が位置づけられています。



4 対象とする範囲について

本計画で対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法第8条から第13条に規定されている文化芸術（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「文化財」）を基本とし、これに藤沢の風土・気候・風景等が有機的に融合した文化的景観などの藤沢固有の文化を加えた「芸術文化」「生活文化」「歴史・景観文化」の3つを対象とします。

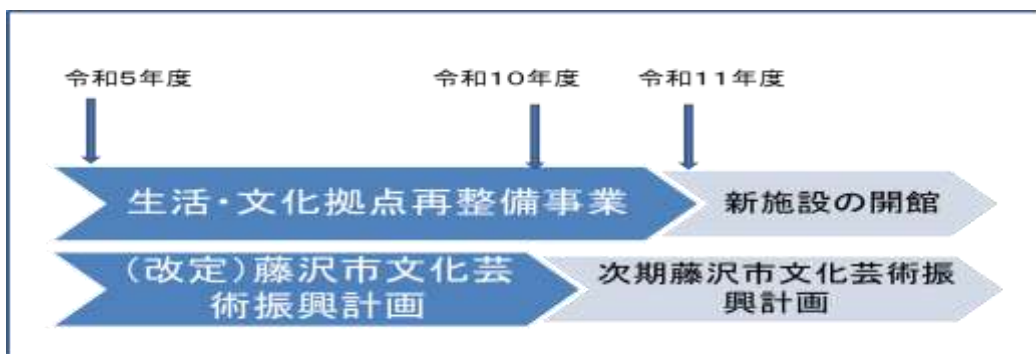
芸術文化	「芸術」・・・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、俳句、短歌、川柳、工芸技術等 「メディア芸術」・・・映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術等 「伝統芸能」・・・雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、神楽等
生活文化	「生活文化」・・・茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋等 「芸能」・・・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、民謡民舞、詩吟、奇術等 「民俗文化財」・・・生活慣習、民俗芸能、民俗技術等
歴史・ 景観文化	「文化財」・・・有形文化財、無形文化財、文化芸術施設等 「景観文化」・・・藤沢（湘南）独特の風土に根ざした文化的景観等

5 計画期間等について

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度（令和5年度）から2028年度（令和10年度）までの6年間とします。

現在、2029年度（令和11年度）中を生活・文化拠点再整備事業における新施設の供用開始時期として予定していること、文化芸術の振興には一定の期間が必要であることを考慮し、中間見直しは行わず、必要に応じて修正等を行います。



(2) 進行管理

本計画の進行管理については、本市の文化芸術に関し専門的知見を有する者等により構成される藤沢市文化芸術振興計画評価委員会を組織して行います。

第2章 藤沢市の文化芸術について

1 藤沢市の文化芸術の特色について

(1) 芸術文化について

本市には、長い年月をかけて築かれた芸術文化の歴史があります。「藤沢市民会館」や、湘南台文化センター併設の「市民シアター」は、様々な教育活動や、バレエやピアノ、伝統芸能など市民の文化芸術活動の発表の場として、多くの方に利用されています。また、本市は全国に先駆けた「市民オペラ」発祥の地として、1973年（昭和48年）の第1回からこれまでの間に24回もの公演を行っており、本市における舞台芸術の代表的存在となっています。

「藤沢市アートスペース」は、本市の美術振興施設として湘南地域で活動する若手芸術家等を支援することを基本コンセプトとし、様々な企画展を実施しています。また、全国から作品プランを公募し、入選者に滞在制作と展示を行う場を提供するA i F（アーティスト・イン・エフ・アース）においては、その入賞者が民間企業等が行う全国的なコンペ等において入賞するなど大きく飛躍する例も出ており、今後が期待される芸術家とのつながりが生まれる事業となっています。この他にも体験ワークショップなどを通じ、気軽に美術にふれる機会を提供しており、本市の美術振興に資する事業を展開しています。また、2020年（令和2年）9月に作成した市内のパブリックアートをまとめた小冊子「あるいて。みつけて。ふじさわパブリックアート散歩」は、地域の公民館事業にも活用されており、美術をきっかけとした地域の魅力の再発見につながっています。

地域に目を向けると、湘南台駅地下改札前の空間が地域の住民等の連携のもと、音楽とアートの広場「湘南台駅地下アートスクエア」（以下、「アートスクエア」という。）に生まれ変わり、2022年（令和4年）3月にオープンしました。アートスクエアでは、ストリートピアノが設置され、多くの人に音楽にふれる機会が提供されるなど、象徴する壁画

とともに芸術文化の振興につながる活動が行われています。また、同年4月には民間事業者が中心となった「江の島国際芸術祭」が開催され、江の島島内の様々な場所で絵画等の展示やアーティストによるワークショップが行われ、訪れた方々が芸術文化にふれることができるイベントが実施されました。このように市民・民間主体による新たな文化芸術活動も生まれています。

(2) 生活文化について

本市では、市内に13館ある公民館を中心とした文化芸術活動が盛んであり、それぞれの公民館を拠点とした活動が長年にわたり続けられています。その登録サークル数は2,000余り、登録者数はおよそ35,000人にも上り、民謡民舞、書道、クラフト、洋裁、和裁、囲碁、将棋等の生活文化を中心に、多岐にわたる文化芸術活動が日々行われています。

また、華道、茶道、書道など様々な分野で活動する団体により組織されている藤沢市文化団体連合会は、子どもたちが様々な文化体験ができる場の提供を、市との協働事業として実施しています。

(3) 歴史・景観文化について

本市内には、大庭城跡や清浄光寺（遊行寺）、旧藤沢宿の中に点在する古民家等の建造物に加え、各種工芸品、祭ばやしなど、本市の歴史や人々の生活の中で継承されてきた有形、無形の文化財が数多く存在しています。

本市は1960年（昭和35年）に藤沢市文化財保護条例を制定し、文化財の保存と活用に関して必要な措置をとることを定めており、本市には国指定重要文化財、県指定重要文化財、市指定重要文化財、国登録有形文化財が数多く存在します。これら文化財を中心とした様々な歴史資料を所有者や地域の方々と連携して保存に努めるとともに、本市が収蔵する浮世絵等をはじめ、それ以外の歴史資料や考古資料、民俗資料な

どを活かし、市民ギャラリーの常設展示室や藤澤浮世絵館、ふじさわ宿交流館といった施設で、本市の文化財に接する機会を提供しています。

また、江の島周辺の風景などは本市固有の景観であり、これを素材とした浮世絵や絵画、映画や音楽、写真などの作品が数多く生まれています。加えて近年では、市内の様々な場所がドラマなどのロケ地として利用されているほか、アニメ等の舞台として取り上げられることも多く、このようなことが新たな景観文化を生み出すことにつながっています。

2 藤沢市における文化芸術振興にあたっての課題

(1) 新型コロナウイルス感染症の流行による様々な影響

新型コロナウイルス感染症の流行（以下、「コロナ禍」という。）による文化芸術活動への影響は、創作者や鑑賞者を問わず広い範囲に及んでいます。特に市民の文化芸術活動においては、活動場所や移動が制限され、その活動を縮小もしくは休止せざるを得ない状況となりました。現在では、コロナ禍当初のような行動制限などは行われないものの、その活動が以前と同様にまで回復するには今しばらく時間がかかると考えられるため、ウィズコロナ、アフターコロナにおける文化芸術活動の活性化に向けた検討を進めていく必要があります。

一方で、舞台やコンサートなどが、無観客でオンラインによるライブ配信や動画配信によって行われるようになるなど、ICT技術を活用した発信の方法がとられるようになりました。今後はこのような技術も活用しながら、従来型（対面型）の活動と組み合わせて発信を進めていく必要があります。

(2) 文化芸術にふれる機会の拡充

文化振興を図る上では、まず文化芸術にふれる機会を増やすことが必要です。そのため、幅広い年代の方が参加できる、鑑賞の機会やワークショップなどの体験の機会を充実させる必要があります。

加えて、高齢等の様々な理由により遠くまで外出することが困難な方たちに向け、公民館等の公共施設のほか、アートスクエアや市内で行われる音楽や文化芸術のイベントなど、地域や民間が主体となった活動などと連携し、より身近な場所で文化芸術にふれることのできる機会を提供していく必要があります。

さらに、市所蔵の文化財等の歴史資料などの積極的な公開や、パブリックアートの活用などにより、市民が文化芸術に気軽に接することができる環境を整備することも必要です。

(3) 文化芸術を担う人材の育成

少子高齢化の進展、人々の趣味の多様化や生活習慣の変化などによって、雅楽などの伝統芸能や華道・茶道などの生活文化の活動を行う人たちの高齢化が顕著となり、次世代への継承が課題となっています。市民オペラに参加するオーケストラや合唱についても、同様に若い世代の参加が期待されており、これらの文化を次世代に継承していくためには、学生等の若者たちや、子育てや仕事で多忙な世代の方でも参加できるような取組を検討していく必要があります。

また、アートスペースの開設以来進めてきた、湘南地域ゆかりの若手芸術家を支援する取組や、全国公募展によって構築された作家とのつながりを活かした取組については、より効果的なものになるよう引き続き検討していく必要があります。

(4) 老朽化した施設等の再整備

1968年（昭和43年）に開館した市民会館は、現在建て替えによる再整備に向けた取組が進んでいます。図書館や市民ギャラリー等との複合施設を予定しており「文化芸術の共創拠点」として、本市の文化芸術活動の中心となるよう、整備を進めていく必要があります。

さらに、再整備期間中には4年程度市民会館が使用できなくなることから、この間における対応を検討する必要があります。

また、その他の既存文化施設でも、D X（デジタルトランスフォーメーション）※の視点などを取り込みながら、様々なニーズに対応できる施設としていくことが必要です。

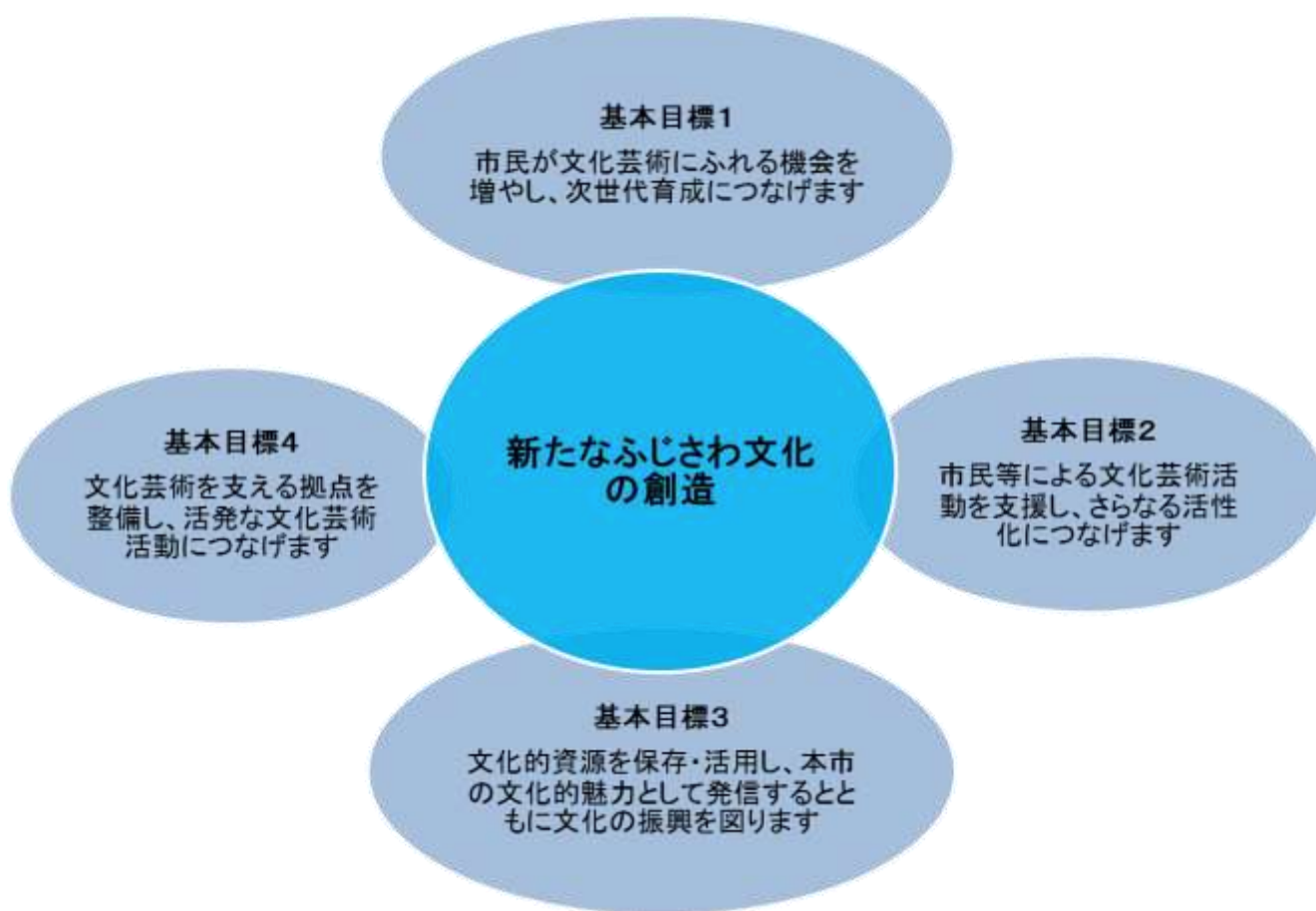
（５） 新たな文化の創造

新たな文化を創造していくことは、本市の文化芸術活動の活性化のために必要なことです。そのためにはかねてから行われてきた様々な文化芸術活動や、本市が有する文化資源を連携させることで、既存の文化芸術の枠を超え進化させていく必要があります。また、漫画やアニメに代表されるサブカルチャーも新たな文化資源としてとらえ、活用していくことも必要です。

※D X（デジタルトランスフォーメーション） Digital Transformation。I Tの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

第3章 藤沢市文化芸術振興計画の構成

前章の本市における文化芸術の特色・現状や文化芸術振興にあたっての課題を踏まえ、今後本市が取り組むべき文化芸術振興について、改めて4つの基本目標を定め、その基本目標を実現するための方法を施策としてそれぞれに位置づけることとします。



1 基本理念

「多彩な文化の融合による

新たな『ふじさわ文化』の創造」

本市で行われる芸術文化や生活文化についての多岐にわたる活動や、本市固有の風土・気候・風景等が生んだ独特の歴史・景観文化の融合を図りつつ、新たな「ふじさわ文化」を創造し、発信していくことを基本理念とします。

2 基本目標及びその実現のための方法

基本理念を実現するために次の4つの基本目標を定め、それぞれの基本目標にはそれを実現するための方法を施策として位置づけます。

また、基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを位置づけ施策の推進に取り組みます。

基本目標1 市民が文化芸術にふれる機会を増やし、次世代育成につなげます



誰もが様々な文化芸術に親しむことのできる機会を充実させることで、文化芸術に興味を持つ人々を増やし、活動のすそ野を広げます。また、教育機関等とも連携し、次世代育成につながるよう取り組みます。

施策1 文化芸術の鑑賞機会の充実

音楽・舞台芸術・浮世絵や美術作品といった、様々な文化芸術に市民が気軽にふれられる機会の充実を図り、文化芸術に興味を持つきっかけづくりを進めます。

施策2 文化芸術の体験機会の提供

伝統文化など文化芸術を体験できる機会を提供し、文化芸術活動に対する興味・関心を高めることができるよう取り組みます。

基本目標 2 市民等による文化芸術活動を支援し、さらなる活性化につなげます



市内の様々な場所で行われている文化芸術活動と市民をつなぐための支援を行います。また、若手芸術家や地域団体等への支援を行い、本市の文化芸術活動の活性化を図り、その継承を目指します。

施策 1 市民の文化芸術活動の支援

公民館や、市内施設で行われる市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、文化関連団体等によって地域で行われている活動と連携し、市民の誰もが文化芸術活動に参加できる場を広げ、文化を継承し発展させます。

施策 2 藤沢を中心に活動する芸術家への支援及び若手の発掘、育成、支援

本市ゆかりの若手芸術家の活動や発表の場の充実を図るとともに、若手の発掘、育成、支援に努め、芸術文化を担う人材を育成していきます。

基本目標 3 文化的資源を保存・活用し、本市の文化的魅力として発信するとともに文化の振興を図ります



本市の歴史や人々の生活の中で継承されてきた文化的資源を後世に向けて保存していきます。また、アニメ等のサブカルチャーも活用しながら若者をはじめとするより多くの方たちに向け本市の文化的魅力を発信し、文化振興やまちの活性化につなげます。

施策1 文化的資源の保存

文化財の指定や登録制度を活用し、市民や歴史関連団体等と連携して郷土の歴史的資源を保存し後世につなげます。

施策2 文化的資源の活用

本市所蔵の美術品等の展覧会、歴史的資料の公開、パブリックアートに関する事業など、本市固有の文化的資源を活用し、文化芸術をとおした、本市の魅力の再発見につなげます。

施策3 文化的資源の発信

本市が持つ様々な文化資源や文化的な魅力を、市内・外を問わず広く発信し、文化振興やシティプロモーションを図ることで、まちの活性化につなげます。

基本目標4 文化芸術を支える拠点を整備し、活発な文化芸術活動につなげます



老朽化した市民会館を含む、生活・文化拠点再整備事業を進めるとともに、既存の文化施設についても時代のニーズに合わせた機能の充実を図ります。市民会館の再整備期間中における環境づくりを進め、文化芸術活動の維持と発展に努めます。

施策 1 生活・文化拠点再整備事業等施設の再整備

生活・文化拠点再整備に伴う老朽化した藤沢市民会館の建て替えや、文化財や歴史資料の展示・保管環境の整備を進めます。また、市民会館が使用できない期間における文化芸術活動への支援を行い、市民の文化芸術活動を持続させます。

施策 2 文化施設機能の充実

市内の文化施設における、機能の維持・改善を行い、より利用しやすい施設づくりを進めます。また、横断的な連携により文化芸術を活用した取組ができる場を広げます。